



今月の特集

- 1.労働者災害補償保険法の改正
- 2.厚生年金等級上限改正
- 3.失業保険の給付制限期間の短縮

1. 労働者災害補償保険法の改正

～複数の会社等で働かれている方への保険給付が変わります～

「労働者災害補償保険法」が改正されました。

これまで、複数の会社で働いている労働者の方について、働いているすべての会社の賃金額を基にする保険給付が行われていなかったこと、すべての会社の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を合わせて評価して労災認定がされていないことが課題でした。

このため、多様な働き方を選択する方やパート労働者等で複数就業している方が増えているなど、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、複数事業労働者の方が安心して働くことができるような環境を整備する観点から改正されたものです。

改正法の施行日(令和2年9月1日)以降にけがや病気になった労働者の方、お亡くなりになった労働者のご遺族の方が対象となります。

■1) すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等が決定。

現行制度：事故が起きた勤務先の賃金額のみを基礎に給付額などが決定

改正後：すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額などが決定

■2) すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）が総合的に評価され労災認定されるようになります。

現行制度：それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に判断して労災認定できるかどうかを判断

改正後：それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に判断して労災認定できない場合は、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断

【詳細は以下を参照ください】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ro

[udoukijun/rousai/rousaihukugyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ro)

2. 厚生年金保険標準報酬月額等級上限改正

NewsLetterNo.152にて、厚生年金保険の保険料を決定する上で基礎となる標準報酬月額の上限改定を予定している旨をお伝えしましたが、令和2年9月1日から施行されることが決定致しました。これにより、令和2年9月時点での標準報酬月額が上限だった62万円で、当該標準報酬月額の算出根拠の金額が63万5千円以上の方の標準報酬月額については、新たに設けられた第32級の標準報酬月額(65万円)へ自動改定されます。

特別なケースを除いて上記に該当する場合には、対象者全員の届出は不要です

※この改定により、令和2年9月に適用される標準報酬月額と実際に被保険者が受けている報酬との間に大きな乖離が生じるケースにおいては、事業主からの届出により、標準報酬月額の特例的な改定を行うことができます。本ケースについての詳細は、以下を参照ください。

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202009/20200901_files/001.pdf

[901_files/001.pdf](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202009/20200901_files/001.pdf)

【本トピックスの詳細は以下を参照ください】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202009/20200901.html>

[901.html](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202009/20200901.html)

3.失業保険の給付制限期間の短縮（予定）

雇用保険制度の見直しを巡り、厚生労働省の労働政策審議会の部会は、自己都合で退職した離職者が失業手当を受け取れるようになるまでの給付制限期間を試行的に現在の3か月から2か月に短縮する案を了承しました。

見直しの経緯としては多種多様な働き方の推進として政府が転職しやすい環境の整備を目指し、給付制限を設けることで安易な離職や手当の受給を抑制することが求められているためです。現在では、会社都合ではなく、転職を目的として自ら退職した自己都合の離職者が失業手当を受給する場合は、3か月経過するまで給付されません。しかしながら、今後は5年のうち2回までは2か月に短縮されます。見直し開始は、令和2年10月1日から適用となり、2年後を目途に検証していく予定です。

尚、補足として令和2年9月30日までに正当な理由がない自己都合により退職した離職者は、給付制限期間が3か月となり、自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された離職者の給付制限期間はこれまでとおり3か月となります。

失業期間中の離職者としても給付制限が3か月から2か月に短縮になることによって、金銭的・精神的な負担が軽減し、早めに転職をしようとする意欲が湧くことにもつながるでしょう。行政側のハローワークとしても一個人の給付期間が短くなる対象者が増加することとなれば、全体的な負担も軽減されていくことが期待されます。

現代社会では多種多様な働き方が可能となり、一個人の仕事の幅も拡大しています。そのため、このような制度見直しは今後ますます必要になっていくでしょう。この見直しはその一歩として、重要なものになるのではないのでしょうか。

【詳細は以下を参照ください】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655465.pdf>



～ SATO コラム ～

①雇用調整助成金の特例措置等が延長されました

9月末に期限を迎える、雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、今年の12月末まで延長となりました。

その上で、様々な感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増する等の雇用情勢が著しく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減を行っていくと発表されています。

新型コロナウイルスの1日も早い終息を願うばかりです。

②第8回 HR EXPO に出展いたします

令和2年9月16日(水)～18日(金)に幕張メッセにて開催されます、第8回 HR EXPOに弊社もSATO GROUPとして出展いたします。コロナ禍ではございますが、感染対策をしっかりと行っただけで、十分に注意しながらサービスのご案内をさせていただきます。ご来場の際には、ぜひお立ち寄りください。

【開催概要】

会期：令和2年9月16日(水)～18日(金)

10:00～18:00(最終日17:00)

会場：幕張メッセ

(最寄り駅 JR京葉線 海浜幕張駅)



【発行元】

SATO社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒065-8631

札幌市東区北5条東8丁目1番33号

TEL:011-351-3010